

障害者自立更生等厚生労働大臣表彰要綱

第1 自立更生者の表彰

1 趣 旨

この表彰は、身体障害者又は知的障害者（以下「身体障害者等」という。）であって自らその障害を克服し、現在自立更生して障害者の模範とするに足りると認められる者に対して行うものである。

2 被表彰者の範囲

身体障害者等で自らその障害を克服し、現在自立更生して模範とするに足りると認められる者であって、原則として過去において都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長から自立更生者として表彰を受けた者又は他の社会福祉分野における功労に対して表彰を受けた者で、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 原則、民間人として20年以上にわたり自立更生し、かつ、現在も生業に就いており、障害者の模範とするに足りると認められる者。
- (2) 身体障害の程度等級が4級以上であること。
なお、知的障害者にあつては、療育手帳の交付を受けていること。
- (3) 年齢は、原則として40歳以上であること。
- (4) 地方公共団体の現職の議会議員でないこと。
- (5) 過去において、社会福祉分野における厚生労働大臣表彰を受けたことがないこと。
- (6) 過去において、春秋の叙勲又は社会福祉事業の功績により褒章条例に基づく褒章を受けたことがないこと。
- (7) 国民の保健医療若しくは福祉に関する法律に違反する等の表彰の対象としてふさわしくない経歴を有しないこと。

第2 更生援護功労者の表彰

1 趣 旨

この表彰は、永年にわたり、身体障害者等の更生援護に尽力し、その功績が特に顕著であると認められる者（団体を含む。以下同じ。）に対して行うものである。

2 被表彰者の範囲

(1) 又は(2)のいずれかに該当するもの。

(1) 地方推薦分

永年にわたり、身体障害者等の更生援護に尽力し、その功績が特に顕著であると認められる者であって、原則として過去において都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長から更生援護功労者として表彰を受けた者又は他の社会福祉分野における功労に対して表彰を受けた者で、次のいずれにも該当するもの。

ア 原則として、個人にあつては民間人として身体障害者等の更生援護に20年以上従事し、又は団体役員経験年数が10年以上であること。また、団体にあつては10年以上当該事業を実施していること。

イ 個人の場合、年齢は原則として50歳以上であること。

- ウ 個人の場合、地方公共団体の現職の議会議員でないこと。
- エ 過去において、社会福祉分野における厚生労働大臣表彰を受けたことがないこと。
- オ 過去において、春秋の叙勲又は社会福祉事業の功績により褒章条例に基づく褒章を受けたことがないこと。
- カ 国民の保健医療若しくは福祉に関する法律に違反する等の表彰の対象としてふさわしくない経歴を有しないこと。

(2) 中央推薦分

永年にわたり、全国的又は広域的な規模で身体障害者等の更生援護に尽力し、その功績が特に顕著であると認められる者であって、次のいずれにも該当するもの。

- ア 原則として、個人にあつては民間人として身体障害者等の更生援護に20年以上従事し、又は団体役員経験年数が10年以上であること。また、団体にあつては10年以上当該事業を実施していること。
- イ 個人の場合、年齢は原則として50歳以上であること。
- ウ 個人の場合、地方公共団体の現職の議会議員でないこと。
- エ 過去において、社会福祉分野における厚生労働大臣表彰を受けたことがないこと。
- オ 過去において、春秋の叙勲又は社会福祉事業の功績により褒章条例に基づく褒章を受けたことがないこと。
- カ 国民の保健医療若しくは福祉に関する法律に違反する等の表彰の対象としてふさわしくない経歴を有しないこと。

第3 身体障害者等社会参加促進功労者の表彰

1 趣 旨

この表彰は、身体障害者等の社会参加の促進のため、率先して障害者対策（事業）を実施し、その内容が顕著であると認められる者（団体を含む。以下同じ。）に対して行うものである。

2 被表彰者の範囲

身体障害者等の社会参加の促進のため、率先して障害者対策（事業）を原則として10年以上にわたり実施し、その内容が特に顕著であると認められる者であつて、(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。

(1) 地方推薦分

身体障害者等の社会参加の促進のため、次の障害者対策（事業）を率先して実施し、地域の障害者福祉の向上に貢献している個人又は団体であつて、アからエのいずれにも該当するもの。

- ・福祉機器の研究開発事業
- ・バス・タクシー等移動手段の支援事業
- ・身体障害者等への情報提供及び啓発活動事業
- ・その他身体障害者等の社会参加に関する事業

ア 個人の場合、地方公共団体の現職の議会議員でないこと。

- イ 過去において、社会福祉分野における厚生労働大臣表彰を受けたことがないこと。
- ウ 過去において、春秋の叙勲又は社会福祉事業の功績により褒章条例に基づく褒章を受けたことがないこと。
- エ 国民の保健医療若しくは福祉に関する法律に違反する等の表彰の対象としてふさわしくない経歴を有しないこと。

(2) 中央推薦分

身体障害者等の社会参加の促進のため、全国的又は広域的な規模でスポーツ、文化福祉の振興等に大きく貢献している個人又は団体であって、次のいずれにも該当するもの。

- ア 個人の場合、地方公共団体の現職の議会議員でないこと。
- イ 過去において、社会福祉分野における厚生労働大臣表彰を受けたことがないこと。
- ウ 過去において、春秋の叙勲又は社会福祉事業の功績により褒章条例に基づく褒章を受けたことがないこと。
- エ 国民の保健医療若しくは福祉に関する法律に違反する等の表彰の対象としてふさわしくない経歴を有しないこと。